

組合員本人が出産するとき

県事協

出産費 家族出産費及び同附加金請求書

所属所文書受付印

受付

〇〇.〇〇.〇〇

共済小学校

共済事務担当者印



※ 決定金額

受取代理制度を利用する場合は「出産育児一時金等支給申請書」で手続きを行う。

双生児等を出産した場合は、出生児ごとに給付される。請求書は1枚で可。

組合員証記号番号		所属所名		所属所コード				
組合員氏名		公立鹿		鹿児島市立共済小学校				
キョウサイ ハルコ		876543		765432				
共済 春子		鹿児島市立共済小学校		765432				
年号	出産年月日			出産児数	死産児数	出産者氏名	共済 春子	
	年	月	日				共済 秋子 (長女)	
5	〇	〇	12	01	1		直接支払制度 利用の有無	有 無
被扶養者が出産する場合				組合員が資格喪失後に出産する場合				
資格取得日 (組合員証で確認)		年 月 日			資格喪失日 (退職日の翌日)		年 月 日	
資格取得以後6か月以内の出産の場合以前加入の健康保険名・記号・番号		<input type="checkbox"/> 健康保険組合 <input type="checkbox"/> 全国健康保険協会 <input type="checkbox"/> 国民健康保険		産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産したときは、産科医療保障制度掛金相当額(16,000円)を加算された額が法定給付額となる。				
記号		番号						
出産費・家族出産費				同附加金		合計		
〇〇〇, 〇〇〇 円				50,000 円		△△△, △△△ 円		

上記のとおり請求します。

公立学校共済組合鹿児島支部長 殿

〒 890-8566

令和 〇年 12月 15日

住所 鹿児島市共済町2-2

産科医療補償制度加入の医療機関等で出産したときの例 (注4参照)

例1: 直接支払制度を利用し、法定給付額(420,000円)を出産費用が下回るとき  
 $420,000円 - 396,370円(出産費用) = 23,630円 \rightarrow 23,630円$ を記入。

例2: 直接支払制度を利用し、法定給付額(420,000円)を出産費用が上回るとき  
 $420,000円 - 435,000円(出産費用) = \Delta 15,000円 \rightarrow 0円$ を記入。

例3: 直接支払制度を利用しないとき  
 420,000円(法定給付額)を記入。  
 ※「直接支払制度 利用の有無」欄の「無」に〇をする。

1111

共済

職印

- ※印欄は記入しないでください。
- 出産証明書欄に医師又は助産師の証明を受けたうえ、提出してください。
- 直接支払制度を利用した場合は①・②の書類を、利用しない場合は①・③の書類を添付してください。
  - 医療機関と合意した文書の写し
  - 費用の内訳を記した明細書の写し (産科医療補償制度に加入している医療機関等の場合は、「産科医療補償制度加入機関」のスタンプが押されているもの)
  - 医療機関等の領収書の写し (産科医療補償制度に加入している医療機関等の場合は、「産科医療補償制度加入機関」のスタンプが押されているもの)
- 出産費・家族出産費欄は、直接支払制度を利用した場合は法定給付額と出産費用の差額を記入してください。

出 産 証 明 書	出産者氏名	共済 春子	出産児数	1
	(共済 春子)は、令和 〇年 12月 1日に(1)人を出産、死産、早流産(妊娠 〇か月)したことを証明する。又は(妊娠 〇週) (妊娠 〇日)			
	令和 〇年 12月 2日	住所	鹿児島市城山町2-2	
	証明者(医師又は助産師)	氏名	鹿児島産婦人科 医師 鹿児島太郎	

法定給付額

- 産科医療保障制度加入の医療機関等で出産: 420,000円
- 産科医療保障制度未加入の医療機関等で出産または在胎週数22週未満での出産: 404,000円 (死産を含む)

妊娠13週(85日)以降の流産、死産等または母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工妊娠中絶のときにも支給されます。